

2024年度グッドデザイン賞応募要領

この要領は、2024年度グッドデザイン賞の応募にあたり必要な事項を定めたもので、以下の内容から構成されます。

- 1) 応募対象、応募者及び応募方法
- 2) グッドデザイン賞に関わる費用
- 3) 応募等の手続き
- 4) 特別な応募及び審査
- 5) 応募に関する留意事項

1) 応募対象、応募者及び応募方法

1-1. 応募対象

応募対象は、2025年3月31日までに、ユーザーが購入または利用できる「もの」「こと」で、2024年10月16日の受賞発表日に公表できるものとします。

1-2. 応募者

応募の資格を有する応募者は、「応募対象の事業主体者」及び「デザイン事業者」とします。応募対象の事業主体者とは、「応募対象の提供に主たる責任を有する法人及び個人で、商品の生産・販売者、建築施設の施主、ソフトウェアやメディアの提供者、サービス事業の提供者、事業や活動、開発・研究の主催者等」とします。

事業主体者及びデザイン事業者が複数関与する場合は、連名で応募することができます。

応募時点で「応募者」として登録されていない場合、受賞時に「受賞者」となることはできません。

事業主体者を応募者として登録しない場合、応募者は事業主体者による応募への同意を得なければなりません。

なお、暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等は応募資格がありません。

1-3. 応募者の義務

グッドデザイン賞への応募にあたり、応募者は以下の義務を負うものとします。

これらの義務が実行されなかった場合、主催者は当該応募者の応募を失格とします。

なお、失格となってもその時点で「5) 応募に関する留意事項5-4. 応募の取り下げ」に記載する各取り下げ期日を過ぎている場合には、所定の費用の支払い義務は残存します。

- ・ 審査に必要な情報の登録
- ・ 審査委員会が希望する審査資料の提出
- ・ 応募者に事業主体者が含まれていない場合の、事業主体者による応募への同意取得
- ・ 応募対象の二次審査会場への搬入・搬出
- ・ 二次審査会場における搬入・搬出時の応募対象の管理
- ・ 応募対象がグッドデザイン賞を受賞した場合の公開用情報の提供、及び受賞年鑑への掲載
- ・ グッドデザイン賞受賞展(以下「受賞展」)における出展・搬入・搬出
- ・ 受賞展における搬入・搬出時の応募対象の管理
- ・ 「2) グッドデザイン賞に関わる費用」に記載する審査料等費用の、「3) 応募等の手続き」に記載する期日までの支払い

1-4. 応募方法

応募者は、主催者が用意するウェブサイト(以下「エントリーサイト」)を通じて4月1日の日本時間午後1時から5月23日の日本時間午後1時までの期間に、応募対象や応募者の登録等の所定の手続きを行い、応募を確定します。なお主催者は、日本の法律や公序良俗に反するなど、グッドデザイン賞の趣旨や目的に合致しないと判断するものについては、応募を受理しない場合があります。

2)グッドデザイン賞に関わる費用

グッドデザイン賞に関わる費用は、以下の通り定めます。価格は全て税込みです。また、振込手数料等の支払いにかかる別途費用は応募者がこれを負担します。

なお、主催者は日本国内からの応募の場合、費用の請求業務を下記外部企業(以下「請求業務代行会社」)へ業務委託することがあります。その場合、応募者は費用の支払いに必要な口座開設書類等の作成を請求業務代行会社へ依頼をするものとします。

請求業務代行会社:株式会社ネットプロテクションズ

支払い先:東京都千代田区麹町4-2-6 住友不動産麹町ファーストビル5F

また、一度支払われた費用は、5)応募に関する留意事項 5-3. 審査不可能と判断された応募対象の扱いに該当する場合を除き、返金しません。

・一次審査料(全ての応募対象)

応募対象 1件につき11,000円

・二次審査料(一次審査を通過し、二次審査への参加を確定した全ての応募対象)

一次審査を通過し二次審査への参加を確定した応募対象(以下「二次審査対象」)1件につき66,000円

この中には、二次審査料及び1小間の二次審査対象展示スペースが含まれます。審査にあたり、追加スペースや主催者が手配する展示台、電気回線、インターネット回線などを使用する場合は、応募者がその実費を支払います。詳細は、一次審査結果通知後に配布される「二次審査の手引き」に記載します。

・受賞パッケージ料(全ての受賞対象)

二次審査を通過した応募対象(以下「受賞対象」)1件につき176,000円

この中には、受賞対象1件につき1小間の受賞展覧、3名の受賞祝賀会への参加、1枚の表彰状及び1冊の受賞年鑑の贈呈、グッドデザイン賞ウェブサイト「受賞ギャラリー」及び「受賞年鑑」への掲載が含まれます。受賞展の展示に関わる電気回線、インターネット回線等のオプション費用は上記に含まれません。詳細は、「グッドデザイン賞受賞展開催要領」に定めます。

3)応募等の手続き

グッドデザイン賞への応募にあたり、応募者は以下の手続きを行います。

3-1.応募段階での手続き

1.応募者及び審査対象に関する情報の登録・応募の確定

応募者は、応募者及び審査対象についての審査用情報をエントリーサイトで登録します。

応募期間は4月1日の日本時間午後1時から5月23日の日本時間午後1時までとします。

応募者は、上記の期間内に応募者及び審査対象についての情報をエントリーサイトに登録し「応募を確定する」ボタンを押下して応募を確定します。

2.一次審査料の支払い

主催者又は請求業務代行会社は応募者に一次審査料の請求書を6月上旬以降に送付します。

応募者は請求書に記載の期日までに支払います。

3.一次審査期間

一次審査の期間は、6月6日から7月1日までとします。

3-2.一次審査から二次審査までの手続き

1.一次審査結果の通知

一次審査は、応募者から提示された情報をもとに実施されます。

主催者は応募者に対し、一次審査結果を7月2日にエントリーサイトにて通知します。

2.二次審査への参加の確定及び二次審査における提示物、必要事項の登録

応募者は、7月2日から7月9日までに「二次審査情報の入力・申込をする」ボタンを押下し、二次審査対象の提示方法等をエントリーサイト上で登録します。

3.二次審査料の支払い

主催者又は請求業務代行会社は応募者に、二次審査料及び追加スペースや主催者が手配する展示台、電気回線、インターネット回線等二次審査の実施に必要な費用の請求書を7月下旬以降に送付します。応募者は請求書に記載の期日までに二次審査料を支払います。

4.二次審査期間

二次審査の期間は、7月10日から8月22日までとします。

3-3.二次審査における手続き

主催者は、二次審査会を以下の通り実施します。

応募者は、主催者が指定する日時及び場所へ二次審査対象の現品またはパネル等の代替物を搬入、搬出します。二次審査会は原則として非公開で行われます。

搬入日:8月6日

二次審査会:8月7日～9日

搬出日:8月9日

会場:幕張メッセ国際展示場 ホール4～8

3-4.二次審査後の手続き

1.二次審査結果の通知

主催者は応募者に対し、8月23日の日本時間午後1時に二次審査結果及びグッドデザイン・ベスト100選出結果をエントリーサイトにて通知します。また、二次審査通過対象については、審査によって得られた「評価のポイント」を9月下旬までにエントリーサイトに表示します。

2.受賞対象に関する公開情報の確認と登録

応募者はグッドデザイン賞二次審査通過対象について、「公開情報を校正する」ボタンを押下し、受賞発表日の10月16日に公表するための情報及び表彰状、受賞展会場のキャプション、受賞年鑑などに掲載するための情報の確認と登録を、8月23日から30日までにエントリーサイトを通じて行います。

3.受賞展展示方法の登録

応募者は、8月23日から30日までに受賞展での展示方法等を確定し、エントリーサイトに登録します。

4.受賞パッケージ料の支払い

主催者又は請求業務代行会社は応募者に、受賞パッケージ料の請求書を9月下旬以降に送付します。応募者は請求書に記載の期日までに受賞パッケージ料を支払います。

5.グッドデザイン・ベスト100 プレゼンテーション審査への対応

主催者は9月27日に特別賞審査会の一環となる、「グッドデザイン・ベスト100プレゼンテーション審査」を実施します。1.においてグッドデザイン・ベスト100選出の通知を受けた者は主催者の要請に応じ、これに参加します。参加しない場合には、グッドデザイン・ベスト100選出の対象となりません。グッドデザイン・ベスト100を辞退する場合には、8月30日までに主催者宛にエントリーサイト「お問い合わせ」フォームからの連絡またはEメール等の文書による連絡を行うものとします。

プレゼンテーションの様子は録画し、原則としてウェブサイトで後日公開します。

3-5.受賞発表後の手続き

1.受賞発表

主催者は10月16日に、当年度の「グッドデザイン賞」、「グッドデザイン・ベスト100」、「グッドフォーカス賞」、「グッドデザイン金賞」を、プレスリリース及びウェブサイトを通じて発表します。応募者による受賞対象に関する情報発信も同日以降とします。

2.Gマークの使用

グッドデザイン賞受賞者は受賞発表日以降、「Gマーク」を使用することができます。なお、「Gマーク」を使用するにあたっては、Gマークの使用申請と使用料の支払いが必要です。詳細は、「Gマーク使用要領」に定めます。ただし、10月16日から11月5日までは受賞PR期間とし、期間中は申請不要・使用料無料で「Gマーク」を使用することができます。

3.受賞展会場への展示物の搬入・搬出

主催者は11月1日から5日まで受賞展を開催します。すべての受賞者は、主催者が指定する日時及び場所へ、受賞展への展示物を搬入、搬出します。

4.表彰状等の贈呈

主催者は、受賞対象1件につき1枚のグッドデザイン賞表彰状を贈呈します。

「グッドデザイン・ベスト100」選出対象には、選出対象1件につき1点のベスト100トロフィーを贈呈します。

5.受賞祝賀会の開催、グッドデザイン大賞の発表及び特別賞表彰状・特別賞トロフィーの贈呈

主催者は、11月5日に受賞祝賀会を開催し、「グッドデザイン大賞」を発表します。

後日、特別賞受賞者には特別賞表彰状と特別賞トロフィーを贈呈します。

6.グッドデザイン賞受賞年鑑の刊行

主催者は2025年3月に全てのグッドデザイン賞受賞対象を掲載した受賞年鑑

「GOOD DESIGN AWARD 2024」を刊行し、受賞対象1件につき、受賞年鑑1冊を受賞者へ贈呈します。

4) 特別な応募及び審査

4-1. 「未発表対象」の応募

本応募要領の「1-1. 応募対象」に記載する応募の条件を満たす対象であれば、二次審査の段階でまだ公表されていない対象(以下「未発表対象」)も応募することができます。未発表対象かつ機密情報の安全性確保を希望する応募者については、下記の「未発表審査」を選択することができます。未発表審査にあたって応募者は以下の手続きで応募を行います。

1. 未発表審査への登録

未発表審査を希望する応募者は、7月2日から7月9日の間にエントリーサイト上で行う二次審査情報の登録時に「未発表審査を希望する」を選択します。

2. 未発表審査日時の通知

未発表審査の実施にあたり、主催者は二次審査会場内に機密情報の安全性を確保できる場所を用意します。主催者は未発表審査を選択した応募者に対し、搬入・搬出を行う日時及び搬入場所を7月下旬に通知します。二次審査会場内に機密情報の安全性を確保できる場所を用意することが難しいと判断される応募対象については応募者と協議の上、別会場にて審査を行う場合があります。

3. 未発表審査会場への応募対象の搬入・搬出

応募者は、主催者が指定する日時及び場所へ、応募対象の現品またはパネル等の代替物を搬入、搬出します。搬入出代行サービスを利用することはできません。

4. 未発表対象についての守秘義務

主催者、審査委員及び関係者は、応募された未発表対象の審査を通じて知りえた秘密情報について守秘義務を負います。

5. 未発表対象に関わる審査料

未発表対象については機密情報の安全性を確保できる場所を用意し、特別な対応を行うため、二次審査料を以下の通りとします。なお、価格は全て税込みです。

・二次審査会場内で審査を行う場合

通常の二次審査料に加え、応募対象1件につき110,000円の未発表対象審査料を追加します。

・別会場で審査を行う場合

通常の二次審査料に加え、応募対象1件につき110,000円の未発表対象審査料及び審査委員と随行事務局員の旅費交通費等の実費を別途追加します。

6. 未発表対象における注意事項

未発表対象であっても実際に発表・発売される最終製品と同等の性能を有さず、若しくは外観・機能等の仕様が異なると予想される提示物については、要件不十分と判断される場合があります。

また、未発表審査において提出された提示物は、応募者が発売日から一年間保管し、主催者または審査委員会の要請があった場合は提示するものとします。

4-2. 審査委員会による推薦応募

審査委員会は、グッドデザイン賞に応募されていない対象について「審査委員会推薦」として応募を呼びかけることができます。6月25日から7月19日までに審査委員会の推薦によって応募を確定した対象は、一次審査を通過したものととして二次審査の対象とし、一般の応募対象と同様に審査を行います。審査委員会推薦によって応募した対象の二次審査料及び受賞パッケージ料は無料とします(ただし一部オプション等の実費は除く)。

4-3. デザイン賞の相互連携及び事業連携に基づく応募

タイ王国商務省が主催する「デザインエクセレンスアワード」、インドアデザインカウンシルが主催する「インドアデザインマーク」、シンガポールデザイン商工会議所が主催する「シンガポールグッドデザインマーク」、トルコ経済省・トルコインダストリアルデザイナー協会・トルコ輸出業者議会が主催する「デザインターキー」、インドネシア商業省が主催する「グッドデザインインドネシア」、デザインセンター オブ ザ フィリピンズが主催する「グッドデザインアワードフィリピンズ」、ラオス商工省が主催する「グッドデザイン ラオス」、及び東京都の主催する「東京ビジネスデザインアワード」との制度・事業連携に基づき応募した対象は、一次審査を通過したものとみなし、二次審査の対象とします。

4-4. 令和6年能登半島地震に伴う特例措置

2024年1月1日に発生した能登半島地震からの復興を支援する目的で、石川県に本社(個人事業主の場合は主な拠点)を置く応募者からの応募については、一次審査料、二次審査料及び受賞パッケージ料を免除します。(ただし一部オプション等の実費は除く)

4-5. ヒアリング審査・現地審査

審査委員会が、応募者からの説明を直接聞く「ヒアリング審査」の必要があると希望した場合、応募者はこれに対応します。ヒアリング審査の1件あたりの長さや実施の場所・方法は、審査委員会が指定します。

また、「3-3. 二次審査における手続き」に基づく二次審査会場での審査とは別に、審査委員が出張して行う現地審査等の希望がある場合も、応募者はこれに対応します。現地審査の実施にあたり、応募者は審査委員及び随行事務局員の旅費交通費等の実費を別途支払います。

5) 応募に関する留意事項

5-1. 応募カテゴリーと審査

審査は応募時に応募者が選択した応募カテゴリーに則して行いますが、審査委員会の判断により予告なくカテゴリーを移動する場合があります。

5-2. 同一対象の複数カテゴリーへの応募について

同一の対象を複数の応募カテゴリーに応募することはできません。

5-3. 審査不可能と判断された応募対象の扱い

応募対象について、審査体制が十分に整わない等の理由により審査委員会が審査不可能と判断する場合があります。この場合、主催者は該当する審査対象を審査より除外し、応募者に速やかに通知するとともに、納付済みの審査料等の費用を返却します。

5-4. 応募の取り下げ

応募者は、特定の応募対象について公表の延期等により審査の継続または受賞発表日までの公開が難しくなった場合、応募手続き完了後から10月15日の日本時間午後1時までの期間であれば、応募を取り下げることができます。この場合、応募者は主催者に、エントリーサイト「お問い合わせ」フォームからの連絡またはEメール等の文書による連絡を行います。

主催者の確認・返信をもって応募の取り下げが完了となります。

なお、取り下げに伴う審査料等費用の扱いについては、次のように定めます。

以下の期日以降に応募を取り下げた場合、応募者は所定の費用を支払います。

一次審査料 6月6日以降に取り下げた場合

二次審査料 7月10日以降に取り下げた場合

受賞パッケージ料 8月31日以降に取り下げた場合

5-5. 情報の取扱いについて

1. 権利の帰属

応募者から提供された応募対象に関する情報の著作権は応募者に帰属します。ただし、主催者はグッドデザイン賞の審査及び受賞内容の告知・広報等を含めた活動に限り、その情報を使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとします。また、その目的及び態様に照らして必要が認められる場合に限り、情報の改変を行うことができるものとし、応募者はこれに同意するものとします。

2. 情報の公開

主催者は、応募者から提供された応募対象についての情報のうち、グッドデザイン賞エントリーサイトの登録フォームに「公開」と記載されている項目について以下の2媒体により情報公開を行います。公開項目は、二次審査結果通知後に確認・登録することができます。それ以外の項目に登録された情報については非公開とし、審査においてのみ使用するものとします。

グッドデザイン賞ウェブサイト「受賞ギャラリー」

対象 2024年度グッドデザイン賞受賞対象

時期 2024年10月16日以降

グッドデザイン賞受賞年鑑「GOOD DESIGN AWARD 2024」

対象 2024年度グッドデザイン賞受賞対象

時期 2025年3月

なお、公開情報については、2024年10月16日以降、適宜グッドデザイン賞の広報活動等に使用することがあります。

3. 応募情報の保管期限

エントリーサイトに登録される応募対象に関する情報は、アカウント担当者情報及び応募者情報を除き2025年2月末をもって削除します。この情報は別途保管し、グッドデザイン賞の審査及び受賞内容の告知・広報等の目的で使用することがあります。

5-6. 準拠法及び管轄裁判所について

2024年度グッドデザイン賞の応募に関する一切の事項について、その準拠法は日本国法とします。応募者及び主催者は、2024年度グッドデザイン賞への応募に関して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違に関して以下の選択ができます。

1. 裁判による解決

第1審の専属管轄裁判所は東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

2. 仲裁による解決

一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁地は東京(日本)若しくは東京の商事仲裁協会とします。

2024年4月1日